

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第2回期日(20220809)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

証拠説明書(甲A号証)

—控訴審第5準備書面に対応する証拠について—

2022年(令和4年)2月28日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加藤 丈晴

同 弁護士 綱森 史泰

(代)

同 弁護士 須田 布美子

(代)

同 弁護士 皆川 洋美

(代)

同 弁護士 上田 文雄

(代)

同 弁護士 林 拓哉

(代)

同 弁護士 高橋 友佑

(代)

同 弁護士 本橋 優子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 493	意見書	原本	2021. 9. 21	青山学院大 学法学部教 授 谷口洋幸	国際人権法における家族生活の尊重をうける権利から導き出される国家の積極的義務には、同性カップルが利用可能な法制度の構築が含まれるものと解されていること、国際人権法は、これまで法制度の選択について国家裁量を広く捉える傾向にあったものの、近年では、法制度は最終的に婚姻の性別制限の撤廃に向かうべきとの解釈も有力に主張されていること等。
甲A 494	「国際法」(抜 粋)	写し	2020. 3. 27	岩沢雄司	人権条約が定める履行確保制度として、個人通報制度、国家報告制度、一般的意見／一般勧告等が、国連機関に関するものとして、普遍的定期審査、特別手続等があること及びそれぞれの内容、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約などによる地域的人権保障のあり方、日本における条約の国内的効力、国内適用可能性等。
甲A 495 -1	オリアリほか対イ タリア ヨーロッ パ人権裁判所判決 (要約版・原文)	写し	2015. 7. 21	ヨーロッパ 人権裁判所	ヨーロッパ人権裁判所が、オリアリほか対イタリア事件において、同性カップルは法制度による保障をうける利益を有していること、法制度の構築は同性カップルを收容する社会の意識を醸成することなどから、国レベルの法制度が構築されていない当時のイタリア法の現状を、ヨーロッパ人権条約8条に違反すると認定したこと等。
甲A 495 -2	オリアリほか対イ タリア ヨーロッ パ人権裁判所判決 (要約版・訳文)	写し	2022. 2. 20	弁護士 加藤丈晴	同上。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 496 -1	米州人権裁判所の 勧告的意見 OC-24/17 (全文・原文)	写し	2017. 11. 24	米州人権裁 判所	米州人権裁判所が、コスタリカの諮問をうけて提出した勧告的意見において、同性カップルが、同条約11条2項の家族生活の尊重をうける権利を享有する関係性であることを認めた上で、同性カップルの法制度の構築にはある程度の裁量の余地が国家に認められるとしても、無差別・平等という国際人権法の基本原則から、登録パートナーシップ制度などの別の制度を設けることは原則として差別にあたり、あくまで過渡的に必要な限度において正当化されうるにすぎないとし、既存の法制度、すなわち婚姻を同性カップルに認めることこそ、国家に課せられた積極的義務の履行のために簡潔かつ効果的な選択であると判断したこと等。
甲A 496 -2	米州人権裁判所の 勧告的意見 OC-24/17 (抜粋・訳文)	写し	2022. 2. 21	弁護士 加藤丈晴	同上。
甲A 497	「米州人権制度の 研究－米州人権委 員会と米州人権裁 判所の挑戦とその 影響」(抜粋)	写し	2021. 9. 21	齊藤功高	同上。
甲A 498 -1	自由権規約2条に 関する一般的意見 31「規約締約国 の一般的法的義務 の性質」(原文)	写し	2004. 5. 26	自由権規約 委員会	自由権規約委員会の一般的意見が、規約上の義務について、すべての締約国を全体として拘束するものとし、特に司法府の役割について、規約の直接適用、規約と同等の権利を保障する憲法またはその他の国内法規定の適用、あるいは国内法適用の際の規約の解釈指針としての効果を例示していること等。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 498 -2	自由権規約2条に 関する一般的意見 31「規約締約国 の一般的法的義務 の性質」(訳文)	写し	不明	滝澤美佐子 富田麻理	同上。
甲A 499	論点探究 憲法 [第2版](抜粋)	写し	2013.6.15	小山 剛 駒村圭吾編 (齊藤正彰 執筆部分)	憲法解釈においても、国際人 権条約は解釈指針としての 効果を有し、憲法解釈に複数 の可能性がある場合に、可能 な限り、国際人権条約に適合 的なものを選択するという 意味での、憲法の条約適合的 解釈を、憲法98条2項は要 請していること及び憲法よ りも国際人権条約の保障の 方が広かったり、詳細である 場合には、国際人権条約の規 定の内容を、解釈を通じて憲 法の内容に取り込むことも 考えられること。
甲A 500 -1	UPR第3回日本 政府審査・結果文 書(原文)	写し	2018.1.4	国連人権理 事会	国連人権理事会における第 3回普遍的定期審査におい て、スイス及びカナダによ り、日本に対し、国レベルで 同性婚を承認することが明 示的に勧告されていること。
甲A 500 -2	UPR第3回日本 政府審査・結果文 書(訳文)	写し	不明	外務省	同上。

以上